



# 栃木県公報

平成25年  
11月6日(水)  
号外  
第80号

## 目次

### 条 例

○栃木市と下都賀郡岩舟町との合併に伴う関係条例の整理..... 1

## 本号で公布された条例のあらまし

◇栃木市と下都賀郡岩舟町との合併に伴う関係条例の整理（栃木県条例第69号）

- 1 栃木市と下都賀郡岩舟町との合併に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。
  - (1) 栃木県行政機関設置条例（第6条関係）
  - (2) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（別表第1関係）
  - (3) とちぎ花センター設置及び管理条例（第1条関係）
  - (4) 栃木県流域下水道条例（第2条関係）
  - (5) 栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（別表関係）
- 2 この条例は、平成26年4月5日から施行することとしました。

## 条 例

栃木市と下都賀郡岩舟町との合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十五年十一月六日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県条例第六十九号

#### 栃木市と下都賀郡岩舟町との合併に伴う関係条例の整理に関する条例

（栃木県行政機関設置条例の一部改正）

**第一条** 栃木県行政機関設置条例（昭和三十九年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表栃木県栃木健康福祉センターの項中「のうち」及び「岩舟町」を削る。

（栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

**第二条** 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の二の項及び六の三の項中「岩舟町」を削り、同表十の三の項中「野木町及び岩舟町」を「及び野木町」に改め、同表二十三の二の項及び二十四の三の項を削り、同表三十の二の項及び三十の三の項中「岩舟町」を削る。

（とちぎ花センター設置及び管理条例の一部改正）

**第三条** とちぎ花センター設置及び管理条例（平成四年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「下都賀郡岩舟町」を「栃木市」に改める。

(栃木県流域下水道条例の一部改正)

**第四条** 栃木県流域下水道条例(昭和五十六年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条の表渡良瀬川下流流域下水道の項中「及び下都賀郡岩舟町」を削る。

(栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

**第五条** 栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表栃木県栃木警察署の項中「のうち」及び「岩舟町」を削り、同表栃木県小山警察署の項中「のうち」を削る。

**附 則**

この条例は、平成二十六年四月五日から施行する。

(市町村課)